

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの実現により、すべての株主・投資家の皆様から信頼される企業であることを目指しております。
今後もさらに、株主・投資家の皆様への迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はございません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社タイズコーポレーション	965,500	14.61
株式会社ジェンス	368,700	5.58
株式会社JJE HD	309,700	4.69
株式会社きずな	280,500	4.25
株式会社ユニ・ロッド	246,000	3.72
株式会社コムシス	244,000	3.69
楽天証券株式会社	179,400	2.72
宇野 辰雄	116,000	1.76
株式会社SBI証券	102,800	1.56
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	90,000	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水谷 啓吾	公認会計士											○
市橋 卓	弁護士											○
林 敦	公認会計士											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水谷 啓吾	○	○	――	公認会計士ならびに税理士法人の代表社員として培われた専門知識と経験をいかしていただくため、社外取締役として選任し、また一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、当社から独立性を有しており、適任と判断したため、独立役員として指定いたしました。
市橋 卓	○	○	――	弁護士としての専門的な見識に基づく助言を期待し選任しております。社外取締役として選任し、また一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、当社から独立性を有しており、適任と判断したため、独立役員として指定いたしました。

林 敦	○	○	——	公認会計士ならびに税理士法人の代表社員として培われた専門知識と経験をいかしていただくため、社外取締役として選任し、また一般株主と利益相反が生じる恐れが無く、当社から独立性を有しており、適任と判断したため、独立役員として指定いたしました。
-----	---	---	----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、その要請に応じて人員を配置することとしています。その人事に関しては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

内部監査は代表取締役社長直属の独立した部署である内部監査委員会(内部監査担当者2名)を設置し、監査等委員と緊密な連携を取りながら、毎年、年次監査計画を策定後順次実施し問題点を改善しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名により構成され、月1回の定時監査等委員会のほか、必要に応じ臨時に監査等委員会を開催いたします。各監査等委員は取締役の職務の執行状況を監査し、監査等委員会において協議並びに決議を行うとともに、必要に応じて取締役会に報告いたします。

なお、内部監査委員会と会計監査人は、定期的に監査計画や監査結果についての情報交換、内部統制の整備の状況に関する報告の聴取をするなど連携を密にすることで監査の実効性を確保しております

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、株主総会での承認の範囲内で、経営環境・会社業績・個人業績を考慮し支給額を決定しております。

また、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役にに対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	従業員
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社従業員に対し、業績目標の達成ならびに企業価値の増大を目指すうえで、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、業績達成条件付の有償ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成30年9月期 取締役報酬及び監査役報酬

・取締役(監査等委員を除く) : 40,950千円

・取締役(監査等委員) : 12,000千円

当社は、平成29年12月20日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会において監査等委員である取締役相互の情報共有を図るほか、必要に応じて管理部門、監査部門及び会計監査人との情報交換を行うなど、相互に連携を取り合いながら監査業務を進めてまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役・取締役会

当社は、取締役会を経営方針の最重要事項に関する意思決定機関、業務執行に係る事項の決定機関及び業務執行の監督機関として位置づけております。

取締役会は、代表取締役社長 新井智が議長を務めております。その他、取締役 高島保夫、取締役 立花和幸、取締役 川倉歩、取締役 菊本雅文、取締役 野村真一、社外取締役 市橋卓、社外取締役 林敦、社外取締役 水谷啓吾の9名の取締役で構成され、取締役(監査等委員である取締役を除く)6名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成され、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

b. 監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役 市橋卓、社外取締役 林敦、社外取締役 水谷啓吾の3名の監査等委員で構成され、原則として監査等委員会を毎月1回開催し、監査等委員同士の情報交換を行ない、監査機能の充実に図るとともに会計監査人や内部監査委員会との連携によって実効性のある監査を行なっております。

c. リスク管理委員会

当社は、経営リスクに関する重要事項の審議とリスク発生時の対応策を検討するため、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。

d. コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス経営を維持・推進する機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。

e. 内部監査委員会

当社は、内部統制システムが有効に機能していることを監視するため、代表取締役社長を委員長とする内部監査委員会を設置し、随時内部統制システムの監視及び有効性の評価を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス強化を経営執行の重要な責務であると認識しており、取締役会の議決権を持つ監査等委員である社外取締役の監査・監督により、コーポレート・ガバナンスの充実、取締役会の監督機能強化を目指す「監査等委員会設置会社」の体制をより充実させていくことで、経営の公正性と効率性を確保しながら、株主・投資家の皆様に対する迅速かつ適切な情報開示等を実現していくことができるものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日が9月末日であるため、定時株主総会は毎年12月に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年11月下旬に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「IR情報」として株主・投資家様向けの最新情報や、決算短信、有価証券報告書などIR関係資料を掲載しております。 URL: http://www.imageone.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部(担当役員1名、担当者1名)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「コンプライアンス指針」に規定し、ホームページに開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第399条の13第1項第1号、及び会社法施行規則第110条の4に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員会設置会社として取締役会の監督機能と監査等委員会の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

そして、取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。また、監査等委員会は、法令、定款及び「監査等委員会規則」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「ISMS関連規程」に従って適切に保存・管理するとともに、取締役、監査等委員会、会計監査人が閲覧可能な状態を維持する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響する重要事項の決定については、法令、定款、及び社内規程等に基づき、取締役会で厳正な審査を行う。

また、経営環境や事業の変化に応じたリスクの見直し及び低減策の検討等を毎年定期的に行うことで、リスクの発生を未然に防ぎ、万が一リスクが発生した場合には、迅速に「リスク管理委員会」を招集して的確な対応策を決定する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために、月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

また、取締役会規程及び組織規程などにより職務権限及び意思決定ルールを明確化し、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「社員行動基準」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度規程」など、コンプライアンスに係る諸規程を周知徹底させることにより、法令遵守、企業倫理の確保に努める。

また、コンプライアンス上の課題の解決は、「コンプライアンス委員会」がこれを行う。

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮から独立した使用人を置くことができる。

取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。

監査等委員である取締役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人に説明を求めることができる。

また、監査等委員会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じ内部監査部門に調査を求めることができる。

監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」では、「内部通報制度」についても規定し、取締役（監査等委員であるものを除く）、使用人等のコンプライアンス違反を認識した場合には、「コンプライアンス委員会」に通報しなければならないと定めており、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けている。

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門機関を活用することができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

（内部統制システム全般）

当社の代表取締役社長を委員長とする内部監査委員会が中心となり、内部統制システム全般の整備・運用状況についてモニタリングを行っています。また、内部監査委員会は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

（重要な会議の開催状況）

定時取締役会17回を開催いたしました。取締役会には、常に監査等委員である社外取締役が出席し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確認しております。その他、監査等委員会を13回、リスク管理委員会を1回開催しました。

（監査等委員である社外取締役の職務執行の状況）

監査等委員である社外取締役は、当社の代表取締役、取締役及び担当部門長等と適宜面談を実施しました。また、監査等委員会は、会計監査人との間で意見交換を実施し、さらに、内部監査委員会の行った「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」にも立会い、実施状況を確認しました。

（反社会的勢力排除に対する取り組みの状況）

お客様との契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本方針

当社は、反社会的勢力とのいかなる関係も排除し、一切の利益供与を行わないことを基本方針としております。

（2）整備状況

上記の方針を「コンプライアンス指針」に明記し、全役職員に周知徹底を図るとともに、不測の事態に備え、警察や顧問弁護士などの外部専門機関と連携して対応する体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は株主・投資家の皆様をはじめとしたステークスホルダーへ、迅速かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高めることを指針として定めております。

適時開示に係る社内体制としては、適時開示規則及び当社「インサイダー取引防止規程」に基づき、当社に係る重要な決定事項、発生事項及び決算に関する情報は、所管部署から管理部長に報告され、定時または臨時の取締役会で決議のうえ、速やかに適時開示を行い、併せてホームページにも掲載し、情報の周知を図ることとしております。

